

新潟市公文書公開等審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市公文書公開等審査会（昭和62年新潟市規則第6号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、新潟市公文書公開等審査会（規則第7条第1項の規定により部会に審査を行わせる場合にあっては、当該部会。以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(審査の原則)

第2条 審査会は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第12条第1項の規定に係るものにあつては実施機関から諮問された事項、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項及び新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）第14条第1項の規定に係るものにあつては市の機関から諮問された事項、新潟市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）第45条第1項の規定に係るものにあつては議長から諮問された事項、新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号）第18条第2項の規定に係るものにあつては市長から諮問された事項について審査する。

(諮問の手続)

第3条 審査会は、前条の規定により実施機関から諮問を受けるときは、当該実施機関に対して、諮問書に次に掲げる資料の写しの添付を求めるものとする。

(1) 審査請求書

(2) 情報公開に係るものにあつては情報公開請求書、個人情報に係るものにあつては個人情報開示請求書、個人情報訂正請求書又は個人情報利用停止請求書、死者情報に係るものにあつては死者情報開示請求書、特定歴史公文書に係るものにあつては特定歴史公文書利用請求書

(3) 情報公開に係るものにあつては情報公開の決定に係る通知書、個人情報に係るものにあつては個人情報の開示決定、訂正決定又は利用停止決定に係る通知書、死者情報に係るものにあつては死者情報の開示決定に係る通知書、特定歴史公文書に係るものにあつては特定歴史公文書の利用決定に係る通知書

(4) 情報公開に係るものにあつては情報公開の決定に係る行政文書、個人情報に係るものにあつては個人情報の開示決定、訂正決定又は利用停止決定に係る保有個人情報又は保有特定個人情報、死者情報に係るものにあつては死者情報の開示決定に係る死者情報、特定歴史公文書に係るものにあつては特定歴史公文書の利用決定に係る特定歴史公文書

(5) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項に規定する弁明書

(6) 法第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第1項に規定する反論書が

提出されているときの当該反論書

(7) 法第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第2項に規定する意見書が提出されているときの当該意見書

(8) その他審査会が必要と認める資料
(補佐人)

第4条 規則第9条第2項に定める補佐人の数は各々4人以内とする。

2 前項に規定する補佐人は、審査会が必要と認めたときは、口頭で意見又は説明を述べることができる。

(答申書の送付等)

第5条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は公開しない。

(議事録)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 議事録は、公開しない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3年1月15日から施行する。

附 則(平成13年6月29日改正)

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日改正)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成21年2月2日改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月26日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3号の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって、この要領の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月11日改正)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の規定は、この要領の施行の日以後に新潟市情報公開条例第12条第1項及び新潟市個人情報保護条例第27条第1項の規定によりなされた審査請求について適用し、同日前になされたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年9月22日改正)

この要領中第1条の規定は令和3年10月1日から、第2条の規定は新潟市文書館条例(令和3年新潟市条例第5号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日改正)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。